

# 県立精神医療センターの富谷市への 移転及び名取市への民間精神科病院 誘致に係る宮城県の考え方

令和 5 年 9 月 2 5 日

宮城県

## はじめに

- 県立精神医療センターについては、老朽化に伴う建替のため、平成24年度に「がんセンター周辺地域」を移転候補地として決定し、その後「がんセンター西側山林」への移転に向け、用地交渉等の各種調整・手続を進めましたが、最終的に一部地権者の同意を得られず、平成28年度に当該地への移転を断念し、その後も、引き続き名取市内での新たな候補地を検討しましたが、適地確保には至りませんでした。
- また、建替に当たり、令和元年度に有識者で構成する「県立精神医療センターのあり方検討会議」（以下「あり方検討会議」という。）を開催し、課題解決に向けた目指すべき方向性について、提言を頂いたところです。
- このような状況の中、県では「あり方検討会議」の提言等を踏まえ、精神医療を含む政策医療の課題整理を行い、令和3年9月に「県の方向性」を公表し、「県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合」及び「県立精神医療センターと東北労災病院の移転・合築」に係る協議を始め、令和5年2月に日本赤十字社及び独立行政法人労働者健康安全機構と病院の統合・合築に向けた協議確認書を取り交わしました。
- 協議確認書を踏まえ、精神医療センターの富谷市への移転について、患者や家族をはじめ、関係者の方々から様々な御意見を伺う中で、これまで精神医療センターを中心として築いてきた「にも包括」が崩壊するとの懸念や、富谷市に移転した場合、急性増悪時の患者の移動・搬送に課題を抱えるため、県南地域に居住する精神疾患の患者・家族にとって、不安は解消されないといった多くの意見を頂きました。
- こうした御意見を踏まえ、令和5年8月31日に開催した令和5年度第3回精神保健福祉審議会において、「県の精神医療・保健・福祉システムの継続性の確保に向けた施策」を公表し、その中で官民連携による精神科新病院の名取市内への開設等の施策を提案したところです。
- このたび、「県立精神医療センターの富谷市への移転及び移転後の名取市への精神科民間病院誘致」に関する県内市町村への意見照会に対し、令和5年9月12日付けで仙台市長から意見書（以下「仙台市の意見」という。）が提出されたことから、その項目に沿って、県の考えをお示しするものです。

## [1 県立精神医療センターの富谷市への移転について]

### <仙台市の意見 1ページ>

- 県は、令和3年12月20日に公表した「仙台医療圏の4病院の統合・合築に係る宮城県の考え方(29ページ)」において、センターの移転先を富谷市としているが、移転先を富谷市とした理由について改めて示されたい。また、令和元年に県が開催した「県立精神医療センターのあり方検討会議」においては、富谷市のような遠隔地への移転の可能性を考慮した検討がなされていたのか、示されたい。

### 【県の見解】

- 県では、令和3年9月に「政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性について」(以下「県の方向性」という。)を公表するとともに、東北労災病院と精神医療センターを合築し、新たな拠点病院を整備することについて、労働者健康安全機構と協議を開始しました。
- 新病院の整備場所については、仙台医療圏全体としてバランスの取れた救急医療体制の構築とともに、精神医療センターの身体合併症対応能力の向上及び県全体の精神医療の体制強化などを目指し、富谷市を候補地としたものです。
- 具体的な立地場所については、令和5年2月に労働者健康安全機構と取り交わした協議確認書に基づき、富谷市から提案のあった「富谷市明石台地区」を前提として協議を進めています。
- なお、令和元年度に「あり方検討会議」を開催した際は、候補地を検討中であったことから、名取市内・市外を含め、整備場所の想定はありませんでしたが、「あり方検討会議」の報告書では、「現地では建替スペースがないことから、移転場所については、早急に建替に着手できる場所であること、県民の利便性の向上、救急を行う上での交通アクセスが良いこと、身体合併症への対応のため、近隣の一般病院との連携体制等を勘案して決定すべき」と提言されたところです。

<仙台市の意見 1ページ>

- センターの富谷市への移転・合築について、これまで精神医療関係者や本市が示してきた懸念、疑問をどのように認識し、またそれらについてどのように対応しようとしているのか、各病院及び設置者との協議状況も含め示されたい。

【県の見解】

- 精神医療センターは、名取市をはじめ県南部を中心に、訪問看護やデイケアなどの機能を生かしながら、グループホームなどの社会資源との連携体制を築き、患者の方々の生活を支えてきたことから、富谷市に移転した場合、県南部の精神科医療提供体制や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下「にも包括」という。）体制の確保に不安や懸念が大きいものと認識しています。
- 県としては、患者や家族をはじめ、医療・保健・福祉の関係者から頂いた様々な御意見を踏まえ、慎重に検討を重ねた上で、患者や家族の不安や懸念を払拭できるよう、「官民連携による精神科新病院の名取市内への開設」をはじめとした3つの施策を提案したものであり、不安を抱えている方々にもできる限り地域で安心して生活を続けていただけるよう、精神医療センターと民間精神科病院が連携し、県南地域での精神科医療の継続性と患者との信頼関係の維持に努めてまいります。
- なお、各病院及び設置者とは、基本合意の締結に向けて協議を進めており、各病院の機能や規模等のほか、救急対応や身体合併症対応等の病院間の連携や、共有施設・機器等について検討を行っているところです。

<仙台市の意見 1ページ>

- 仮に富谷市へ移転した場合、身体症状を伴う患者への対応力の向上を図り精神科救急を強化することとしているが、精神科救急において搬送される身体症状を伴う患者数をどのように想定しているのか、また、その対応が宮城県全体の身体症状を伴う患者のニーズに対して、どれほど寄与するのか示されたい。

【県の見解】

- 令和3年度の精神医療センターの精神科救急受入件数は、年間約350件でしたが、精神科救急情報センターへの相談の中で、「身体科優先」の事由により、精神医療センターで対応できなかった件数が57件あることから、東北労災病院との連携により、神経疾患、内分泌疾患、代謝疾患などの精神疾患類似の症状を引き起こす様々な身体疾患の鑑別が可能となり、対応可能な事例が増え、県全体の精神科医療体制の向上に寄与するものと考えています。
- なお、三次救急に該当する事例については、三次救急医療機関である仙台市立病院や東北大学病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センターに引き続き対応していただくことを想定しており、各医療機関が連携して対応を図っていきます。
- また、高齢化が進む中、精神医療センターの入院患者のうち、約3割が高血圧や糖尿病等の身体症状を有しているとともに、治療抵抗性統合失調症の治療に伴う身体症状への対応のためにも、身体合併症対応能力の向上が必要であると認識しています。

<仙台市の意見 1ページ>

- 障害者基本法第10条第2項において、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。」とされている。移転計画は、長期にわたり継続的な医療を必要とする特性を持つ精神障害者の受療環境ばかりか生活環境にまで重大な影響を及ぼすものであり、その立案には障害当事者の意見反映が求められる。県は、移転計画を立案するに当たり、同法に基づく意見聴取を実施されたのか、また、実施している場合には、どのような意見が移転計画に反映されたのか示されたい。

【県の見解】

- 「東北労災病院と精神医療センターの合築」は、令和3年9月に「県の方角性」を公表し、労働者健康安全機構と協議を開始したものであり、立案に当たっては、長年にわたり移転先が決まらない中、精神医療センターの早期建替を求める患者の声や、身体合併症対応に係る一般病院との連携体制の構築について、「あり方検討会議」から提言を受けたことなどを踏まえ、施策を検討したものです。
- なお、精神医療センターの移転については、現在、労働者健康安全機構との基本合意の締結に向けた協議過程にあることから、施策を講ずるに当たり、令和5年2月に労働者健康安全機構と取り交わした協議確認書等を踏まえ、患者や家族をはじめ、関係者の方々の御意見を伺っているところです。
- あわせて、精神医療センターの移転への不安や懸念の声を踏まえ、県南地域の精神科医療提供体制の確保に向けて、名取市への民間精神科病院の誘致等の対応に努めているところです。

## 〔2 新病院を誘致するに至った経緯について〕

### <仙台市の意見 2ページ>

- 令和3年9月に4病院再編を提案した際、県は、センター移転後の県南部地域における精神科疾患患者の受療環境の確保について、どのように認識していたのか示されたい。
- 県は、県南部の精神科疾患患者への医療提供体制確保のために、どのような調査、検討を行い、新病院誘致との判断に至ったのか。また、その際、県内の精神科病院やその運営法人に対し、何らかの調査、ヒアリング等を行っているのか、示されたい。

### 【県の見解】

- 精神医療センターが富谷市に移転した場合、患者の通院等の負担増加や、かかりつけ医との連携等の面での影響が想定されることから、県としては、精神医療センターを利用している方々が継続して必要な医療サービスを受けられるよう、地域の病院やクリニックとの連携による対応を検討していたところ です。
- また、県南地域の精神科外来機能を確保するため、令和5年2月に日本赤十字社と協議確認書を取り交わした上で、仙台赤十字病院とがんセンターの統合による新病院の機能として、精神科外来機能の協議を進めていました。
- 一方、精神医療センターの移転に係る県の考えなどについて、患者や家族をはじめ、関係者の方々から御意見を伺うとともに、精神保健福祉審議会等で議論を行う中で、「仮に外来機能が確保されても、入院先が富谷市では患者の移動等に課題を抱える」といった不安や懸念の声があったことから、御意見を踏まえて慎重に検討を重ね、医療法第30条の4第10項の規定に基づく特例措置の適用に係る厚生労働省の助言も踏まえ、県の精神医療・保健・福祉システムの継続性の確保に向けて、①官民連携による精神科新病院の名取市内への開設、②「にも包括」に関する事業、予算の大幅拡充、③精神保健福祉に関する県組織体制の強化の3つの施策を提案したものです。
- なお、名取市への民間精神科病院誘致の企画立案に関しては、医療コンサルタントを活用した県内の精神科病院の現状分析や医療需要の調査等を実施したところであり、現在、県内の精神科病院に対し、公募要項案を示しながら、県の提案についての意向調査を行っているところです。

<仙台市の意見 2ページ>

- センターは現在、治療困難や重度な障害などの事例に対する高度な専門治療の提供、入院患者の地域生活移行への支援、重症者の在宅生活支援の体制整備など、重要な機能・役割を担っている。新病院には、外来機能、デイケア機能、訪問看護機能、入院機能(急性期又は急性増悪対応)、地域連携機能を求めているが、新病院はこれらセンターの機能・役割を継承するものと考えているのか、示されたい。

【県の見解】

- 現在、富谷市に移転後の精神医療センターの具体的な機能の検討を行っているところですが、県の精神科救急24時間365日システムの基幹病院として、措置を中心とする精神科救急の全県的な対応を行うとともに、治療の困難な事例や障害の高度な事例など、民間医療機関での対応が難しい高度な専門医療を引き続き担うものと考えています。
- 名取市に新たに開設する民間精神科病院は、政策医療の提供施設として県に設置義務がある精神医療センターの全ての機能・役割を継承するものではなく、地域における精神科医療を中心として提供していくことを想定しています。
- 新病院では、県南地域の「にも包括」体制の構築に向け、精神科外来、デイケア、訪問看護等の各機能や、地域にお住いの患者の急性増悪時の入院機能とともに、精神医療センターの後方支援病院としての役割を担い、県南地域の患者の地域移行・地域定着に貢献することを想定しているものです。
- あわせて、官民連携による病院の開設を目指し、精神医療センターからの医療スタッフの出向等により、県南地域での精神科医療の継続性や患者との信頼関係の維持に努めてまいります。



### 〔3 4病院再編案と新病院誘致案との関係について〕

#### <仙台市の意見 3ページ>

- 今回の新病院誘致案は、これまでの4病院再編から、新病院の提案事業者が運営する精神科病院を含めた「5病院」による再編とも言うべき案と考えられるが、これは当初の4病院再編の枠組みを変更したものなのか、示されたい。
- 令和元年に県が開催した「県立精神医療センターのあり方検討会議」の報告書においては、センターが果たすべき機能として「民間医療機関との役割分担や連携のもとでの専門医療の提供」など、民間病院との関係が示されているが、今回の案の、センターと既存精神科病院との再編統合といった可能性も考慮した検討がなされていたのか、示されたい。

#### 【県の見解】

- 名取市への民間精神科病院の誘致については、精神医療センターの富谷市への移転を踏まえ、県南部における精神科医療体制の確保を目的としたものであり、令和3年9月の「県の方向性」で示した「仙台赤十字病院とがんセンターの統合」及び「東北労災病院と精神医療センターの合築」の2つの枠組みを変更するものではありません。
- また、令和元年度に開催した「あり方検討会議」では、精神医療センターが果たすべき機能として、近隣の一般病院との連携体制の構築による身体合併症への対応など、民間医療機関との役割分担や連携について検討を行ったものであり、今回提案したような民間精神科病院との再編統合といった議論は行っていませんが、その目的は、「あり方検討会議」の趣旨に沿うものだと考えています。

<仙台市の意見 3ページ>

- 今回、県は、センターの移転による影響を考慮し、新たに病院誘致を検討するに至ったとしている。それと同様に、4病院再編案全体についても、仙台医療圏に与える影響などについて更なる検証を行い、その結果を速やかに公表したうえで、然るべき対応を取る必要があると思料するが、見解を示されたい。

【県の見解】

- 仙台医療圏の病院再編については、令和4年度に委託業務を実施し、仙台医療圏の医療需要及び医療提供体制のデータ分析や、各政策医療の課題解決に向けた方向性の整理等を行ったところであり、令和5年4月にホームページなどで調査結果を公表しています。
- また、仙台市からの意見等を踏まえ、令和4年11月に「仙台医療圏の4病院の統合・合築に係る宮城県の考え方」を公表し、救急医療や周産期医療への影響等への見解を示しているところです。
- なお、令和5年2月に日本赤十字社及び労働者健康安全機構と取り交わした協議確認書に基づき、現在、関係者と病院再編の協議を進めているところですが、協議の進捗を踏まえ、できる限りの情報提供に努めてまいります。